宮城県管打楽器ソロコンテスト　実施規定

第１章　　総　　則

（大会名称）
第１条　この大会は，「第○○回宮城県管打楽器ソロコンテスト」と称する。
（実　　施）
第２条　宮城県管打楽器ソロコンテスト（以下，ソロコンテスト）は，加盟団体の所属メンバーが参加して，毎年実施する。
（各地区大会）
第３条　各地区大会は行わず，ソロコンテスト予選を経て，本選を開催する。
（会場・日時）
第４条　実施会場・日時などの必要事項は，宮城県吹奏楽連盟役員会（以下，役員会）で決める。
　２　役員会は，毎年３月末日迄に，翌年度の開催要項を決める。

第２章　　開催部門および参加人員

（開催部門）
第５条　開催部門は次の通りとし，参加者は所属する部門に出場する。
（１）小学生の部　　（２）中学生の部　　（３）高校生の部
（４）大学生・職場・一般の部

第３章　　資　　格

（演奏者）
第６条　各部門の参加資格は，宮城県吹奏楽連盟に登録している加盟団体の構成員とする。ただし，１団体からの出場数は２名までとする。
（伴奏者）
第７条　伴奏者については資格を問わない。ただし，演奏者の所属長の許可を得なければならない。

第４章　　演奏・表彰

（演奏楽器）
第８条　演奏は，フルート，オーボエ，クラリネット，ファゴット，サクソフォン，トランペット，ホルン，トロンボーン，ユーフォニアム，テューバ，コントラバス，打楽器とする。
（伴奏楽器）
第９条　伴奏はピアノを原則とし，無伴奏，ギター等も認める。ピアノ以外の楽器は参加者が用意する。
　２　予選は無伴奏とする。

第５章　　演奏曲および演奏時間

（演奏曲）
第１０条　演奏者は，任意の独奏曲１曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も１曲とみなす。
　２　著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は，事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで出場することは認めない。
（演奏時間）
第１１条　予選での演奏時間は演奏開始から２分間とする。
　２　本選での演奏時間は４分以内とし，これを超過した場合は，審査対象としない。

（演奏順）
第１２条　部門および出演順序は，主催者が決定する。

第５章　　表彰および本選出場者

（審査員）
第１３条　審査員は，会長が委嘱する。
　　２　予選の審査員は３名とする。
　　３　本選の審査員は５名とする。
　　４　審査方法は，別に定める審査内規による。
（表　彰）
第１４条　予選では出演者全員に優秀賞を授与する。
　　２　本選では，各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。
　　３　全出演者から，宮城県吹奏楽連盟会長賞（１名），河北新報社賞（１名），バッハホール賞（１名），ヤマハ賞（１名）を贈る。また，各部門１名に部門賞を贈る。
　　４　金賞受賞者にはメダルを贈る。
（本選出場者数）
第１５条　本選出場者８０名は，「小学生」「中学生」「高校生」「大学生・職場・一般」の各部門の予選演奏者数の割合に応じて算出する。

第６章　　そ　の　他

（参加費用）
第１６条　参加に要する費用については，参加団体もしくは出演者の負担とする。
（共催・後援・協賛）
第１７条　県大会の実施にあたって役員会が必要と認めた場合は，共催および後援，協賛団体を持つことができる
　　２　共催および後援，協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。
（実行委員）
第１８条　大会実行委員は開催地の地区吹連役員の協力をあおぎ，県吹連役員が中心となってあたる。
（実施要項）
第１９条　その他の開催上の細目については，常任理事会が定める。
（改　定）
第２０条　この規定は，総会の議決により改定することができる。

附　則
この規定は，令和６年４月１３日より実施する。

宮城県管打楽器ソロコンテスト予選　　審査内規

第1条　この内規は，宮城県管打楽器ソロコンテスト実施規定第１３条に基づき，審査方法と本選出場者の決定方法について定めるものである。

（本選出場者の選出方法）

第２条　審査員は，１０段階で評価する。

第３条　審査結果の処理は，理事長から委嘱された３名によって構成する判定委員会が行う。

第４条　本選出場者選出方法は，以下の通りとする。

①　評価を点数に換算し，評価合計点の高い演奏者を本選出場者とする。

②　①で決着がつかない場合は，審査員の投票で決める。

第５条　第４条の結果は，会長が承認・決定する。

第６条　審査票と審査一覧表は，公開しない。

第７条　この内規は，総会の議決により改定することができる。

附則

この規定は，令和６年４月１３日より実施する。

宮城県管打楽器ソロコンテスト本選　　審査内規

第１条この内規は，宮城県管打楽器ソロコンテスト実施規定第１８条に基づき，審査方法と賞の決定，特別賞の決定方法について定めるものである。

第２条　審査員は，５０段階で評価する。

（金銀銅賞の決定方法）

第３条　金銀銅賞の決定方法は，以下の通りとする。

２　評価を点数に換算し，評価合計点に基づき，各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けを行う。ただし，グループ分けが困難な場合は，金・銀・銅の比率は３：４：３を目安とする。ただし，第４条で定める方法で，金賞でないものが特別賞に選出された場合は金賞とする。

（特別賞の決定方法）

第４条　各特別賞の決定方法は，以下の通りとする。

２　評価を点数に換算し，評価合計点が高い順に各部門の順位を決定する。中学生と高校生の部は上位順５位まで，小学生と大学生・職場・一般の部は上位順３位までを決定し，特別賞の対象とする。ただし，同点がある場合は審査員の投票によって決定する。

３　２の各部門の最高位を比較し，審査員の投票で最高賞を決定する。

４　次の賞は，３の最高賞受賞者を除いた各部門の最高位を比較し，審査員の投票で決定する。

５　以下，同じ要領で特別賞を上位から決定していく。

第６条　審査結果の処理は，会長から委嘱された３名によって構成する判定委員会が行う。

第７条　第４条，第５条に基づいて，会長が金銀銅賞と特別賞を承認・決定する。

第８条　審査一覧表は，出演団体に渡す。

第９条　この内規は，総会の議決により改定することができる。

附則

この規定は，令和６年４月１３日より実施する。